

仕様書

- 1 業務名称 守山市福祉バス賃借業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年6月30日まで
- 3 車両の条件
 - ①観光バスおよび観光バスに準ずる車両
 - ②大型バス・・・50人程度が乗車可能であること（運転手除く）
中型バス・・・30人程度が ” （運転手除く）
 - ③車椅子等が積み込めること
- 4 運行内容
 - 時間 午前8時30分から午後5時まで
(市が必要と認めた場合はこの限りではない)
 - 距離 守山市役所本庁舎を中心として概ね75キロメートル以内
 - 回数 大型 9回程度／年（走行予定距離980km、走行予定時間90時間）
中型 4回程度／年（走行予定距離350km、走行予定時間41時間）
※運行回数、走行距離および走行時間は、あくまでも当初予定量であり、増減があるため、単価契約に基づき、対応するものとする。
- 5 乗務員 乗務員は運転手のみとし、ガイドはなしとする。
乗務員の食事はなしとする。
- 6 車両の配車 運行日の5日前までに配車依頼をし、これに対応できること。
- 7 契約額 走行距離および走行時間により単価表示を行い、単価に令和7年度の予定走行距離および走行時間を乗じた総計について、最低金額を提示した業者と単価契約を締結する。
- 8 業務報告 運行実施日の翌月末までに業務完了報告書を提出すること。
- 9 支 払 適正な請求があった日から30日以内に支払う。
- 10 その他
 - ①乗車および降車等の時に介助が必要な場合は、それを行うこと。
 - ②事故等の緊急時にはすみやかに対応し、市役所担当職員に連絡すること。
 - ③運行中に生じた事故については、一切の責任を負うこと。
 - ④天候等により運行が中止された時の支払いは行わないこととする。
 - ⑤その他、必要に応じ、協議するものとする。